

府中市農地及び農業用施設災害復旧支援事業補助金

豪雨等により被害を受けた農地及び農業用施設の災害復旧事業に要する経費に対し、農業生産維持及び農業経営の安定を図ることを目的に補助金を交付します。

補助制度の内容

■ 対象事業

○ 通常事業

令和2年度4月1日以降に豪雨等により被災した農地及び農業用施設の復旧事業

○ 特例事業

平成30年7月豪雨により被災した農地及び農業用施設の復旧事業であって、令和3年3月31日までに事業が完了するもの

※ 建設業法(昭和24年法律第100号)の許可を受けている業者による請負工事であり、かつ、補助対象事業を請負う業者の請負金額が、1箇所当たり3万円以上の工事に限ります。

■ 対象施設

○ 農地

○ 農業施設（農道、水路、ため池、頭首工）

※ 頭首工：河川・湖沼から用水路に灌漑用水を引き込むための施設

■ 対象者

次の要件に該当する者とします。

○ 農業者または施設管理者（所有者と耕作者の連名も可）

○ 市税、法人市民税（延滞金含む）に未納がない者

■ 補助率

○ 通常事業 事業費の4分の1。ただし補助金の上限は20万円とします。

○ 特例事業 事業費の4分の3。ただし補助金の上限は30万円とします。

■ 申し込み期間

随時受け付けます。ただし申請年度内に復旧事業を完了するものに限りま

問い合わせ先

府中市役所 経済観光部 農林課 農林整備係
〒726-8601 広島県府中市府川町315番地
電話 0847-43-7132 FAX 0847-46-1535

補助金申請手続きの流れ

手 続 き

補助金申請

補助金交付決定

変更申請

事業実績報告

補助金の支払い

申請に必要な書類

- 別記様式第1号 補助金交付申請書
- 事業計画の内容がわかる書類
(被災箇所の所在、工事の内容、工期など)
- 見積書の写し
- 市税等(延滞金を含む。)の未納がないことを証明する書類
- 被災状況がわかる写真
- 被災箇所の位置図

※ 申請内容の審査及び現地調査を行い補助金の交付を決定し、その旨を通知します。

※ 交付決定日以降に工事に着手することになります。

※事業の内容に変更が生じた場合のみ

- 別記様式第3号 補助金交付(変更・廃止)申請書
- 事業計画の変更内容がわかる書類
(被災箇所の所在、工事の内容、工期など)
- 見積書の写し(変更する場合に限る。)

※事業完了後に事業の実績を報告していただくこととなります。

- 別記様式第5号 事業実績報告書
- 事業実績の内容がわかる書類
(被災箇所の所在、工事の内容、工期など)
- 領収書の写し
- 工事完了後の写真
- 別記様式第7号 補助金交付請求書

※事業実績を確認し、補助金の交付額を確定した後に補助金をお支払いします。